Ⅳ　復興施策

１　みんなでつくる災害に強いまちへの復興

東日本大震災において、本町では、緊急時に避難場所になると考えられる公共施設・設備の整備や住民への早期の情報発信などにおいて、その防災や減災対策が十分ではなかったと考えられます。

今後、発生する可能性がある災害に備え、東日本大震災の経験を踏まえて、その対策を準備する必要があります。

そのため、周辺地域の住民の避難なども想定しつつ、住民との協働により、災害に強いまちづくりを推進していきます。

（１）原子力災害の克服

災害に強いまちづくりを行う前提として、原子力災害を克服する必要があります。そのため、徹底した放射性物質の除去、放射線モニタリングの実施や迅速な情報提供、とりわけ山木屋地区の再生と被災者である住民、事業者の原子力損害賠償が円滑に進められるよう支援体制の整備などを行います。

＜重点事業＞

◎　放射線量の継続的な監視体制の構築

◎　山木屋地区の除染

◎　川俣町除染計画の策定及び実施

◎　山木屋地区復旧・復興計画の策定及び実施

◎　原子力災害の総合相談窓口の設置

＜主な事業＞

No.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
1	◎ 放射線量の継続的な監視体制の構築	空間線量等のモニタリングを実施し、広報誌や町ホームページなどにより迅速な情報提供に努めます。	H23～	町

2	◎ 山木屋地区の除染	国により、山木屋地区の除染計画を策定し、徹底的な除染を実施します。	H23～	国
3	◎ 川俣町除染計画の策定及び実施	川俣町（山木屋地区以外）の除染計画を策定し、年間被ばく累積放射線量１mSV未満となることを目指し、除染を実施します。	H23～	町
4	◎ 山木屋地区復旧・復興計画の策定及び実施	山木屋地区住民などからの意見を取り入れつつ、地区の再生と復興のための計画を策定し、実施します。	H23～	町
5	◎ 原子力災害の総合相談窓口の設置	損害賠償、被災者生活支援、健康管理、食品の安全等に関する総合相談窓口を設置します。	H23～	町
6	除染活動の支援	除染活動を実施する自治会、行政区等に対し、ゴミ袋、軍手等を支給し、その活動を支援します。	H23	町
7	災害等廃棄物処理事業	被災した住宅、倉庫、事業所などについて、解体、収集、運搬及び処分事業を実施します。	H23～H25	県・町
8	「川俣町災害対策本部からのお知らせ」等の発行	放射線量モニタリングの結果、被災者生活支援の情報等を掲載し、定期的に広報誌を発行します。また山木屋地区の機関紙やパンフレットの発行を支援します。	H23～	町

9	東日本大震災に係る記録誌の発行	震災や事故当時の教訓を生かし、今後のまちづくりにつなげていくため、記録誌を作成します。	H25	町
10	町勢要覧の発行	復興に取り組む町のあらましをまとめた町勢要覧を作成します。	H25	町
11	自主避難者への情報提供	町外に自主避難した方が、安心して帰還できるよう、各種情報提供を行います。	H25～	町
12	山木屋地区復興推進委員会の開催	山木屋地区復旧・復興の速やかな進展をはかるため、地区住民との協議、意見集約のための会議を開催します。	H26～	町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

（2）災害に強いまちをつくる

東日本大震災の経験を踏まえ、町は、新たな地域防災計画の策定や各自治会・各種団体をはじめ住民との協働により、防災教育の推進や防災訓練の充実に努め、災害に強いまちづくりを進めます。また、緊急時に備えて省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に努め、町のエネルギー確保にも努めます。

＜重点事業＞

◎　川俣町地域防災計画の見直し

◎　防災無線網（デジタル）の整備

◎　過疎型スマートコミュニティプランの構築及び実施

（地域で再生可能エネルギーを賢く運用するしくみ）

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
1	◎ 川俣町地域防災計画の見直し	東日本大震災の経験を活かし、町の防災計画を見直すとともに、原子力災害対策編を追加します。	H24～H25	町
2	◎ 防災無線網（デジタル）の整備	災害発生時の速やかな情報伝達・通信体制の維持、及び日頃からの防災情報の提供のため災害に強いまちづくりの発信基地を整備します。	H24～	町
3	◎ 過疎型スマートコミュニティプランの構築及び実施	木質バイオマス、太陽光、風力、小水力発電等、再生可能エネルギーを導入し、ＩＴ技術を駆使することで、安定した電力の需給管理及び省エネルギーを目指すとともに、研究施設や各事業での雇用創出により地域を復興させるため、過疎型スマートコミュニティのプランを構築し、実施します。	H23～	国・県・町
4	小・中学校における防災教育の推進	小・中学生に、震災等の災害に対する防災意識を啓発します。	H23～	町
5	防災に対する住民への啓発	地域住民に、防災計画説明会や自宅における災害対策の啓発を実施します。	H25～	町
6	他自治体や流通業界との防災協定の締結	災害時の相互援助や、物流の確保のため、防災協定を締結します。	H24～	町

7	自主防災組織の確立	地元の利を活かした防災取組や、災害時の初動対応ができる組織を確立します。	H25～	町
8	総合・地区防災訓練の充実	町の防災訓練、地区ごとの防災訓練を積極的に開催します。	H25～	町
9	消防車両の更新	年次ごとに老朽化した消防車両を更新します。	H24～	町
10	災害時用自家発電設備及び備蓄品の整備	災害時の電源喪失や緊急事態に備え、避難所に自家用発電機、投光機、給水袋等を整備します。	H23～	町
11	一般木造住宅耐震診断の推進	一般木造住宅における耐震診断を支援します。	H23～H32	町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

2　健康で安心と幸せがあふれるまちへの復興

東日本大震災により避難した住民への当面の住宅の手当や、生活必需品の支給などの生活支援、あるいは、今後の長期的視点に立った生活再建を支援します。また、被災した住民に対する放射線に関する健康影響調査など、安全・安心につながる環境の整備を継続的に実施します。

（1）被災した住民を守るための生活支援

被災した住民が健康で安心して暮らせるための、仮設住宅の提供、被災者の当面の生活に必要な物資の提供、自宅の再建資金、生活資金などの貸付などの支援を行います。

＜重点事業＞

◎　原子力災害の総合相談窓口の設置（再掲）
◎　復興公営住宅の整備
◎　子どもを産み育てるため支援施策の拡充
◎　避難者が定住するための支援施策の拡充

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
1	◎ 原子力災害の総合相談窓口の設置（再掲）	損害賠償、被災者生活支援、健康管理、食品の安全等に関する総合相談窓口を設置します。	H23～	町
2	生活必需品・義援金の支給	被災者に対する生活支援として、生活必需品を支給するとともに、国、県及び日本赤十字社等に寄せられた義援金を支給します。	H23～	国・県・町等
3	生活福祉資金の貸し付け	１０万円以内の小口の生活資金の無利子融資（償還期限８か月以内）を実施します。	H23	社会福祉協議会
4	災害見舞金の給付	震災被災全町民（計画的避難区域を除く）に対し、見舞金の支給を実施します。	H23	町
5	住宅借上げ制度	被災者の住宅対策として、民間住宅の借上げを実施します。	H23～	県・町
6	避難者受入に係る町営住宅の整備	町営住宅を仮設住宅として使用するため、風呂、給湯器、ガス台などを整備します。	H23	町
7	宅地関連災害復旧事業（宅地・住宅）	東日本大震災で被害を受けた一般住宅や敷地の修繕・復旧にかかる資材費、機械借上費などを助成（限度額20万円）します。	H23～	町

８	井戸災害復旧事業	東日本大震災で被害を受けた井戸の復旧にかかる工事費、資材費などを助成（限度額 20 万円）します。	H23～	町
９	各種税の減免・徴収猶予	山木屋地区に住所を有する個人・法人に対し、税・保険料をすべて減免・徴収猶予します。	H23～	国・県・町
10	固定資産税（土地・家屋）の課税免除	山木屋地区に土地・家屋を有する個人・法人に対し、固定資産税を免除します。	H23～	国・町
11	無料バス運行の実施	ふれあい号による農村広場、町体育館及び中山工業団地の仮設住宅・商店街間の無料運行を実施します。	H23～	町
12	「川俣町災害対策本部からのお知らせ」等の発行（再掲）	放射線量モニタリングの結果、被災者生活支援の情報等を掲載し、定期的に広報誌を発行します。また山木屋地区の機関紙やパンフレットの発行を支援します。	H23～	町
13	国及び県の各種被災者支援制度の活用支援	国及び県の被災者支援制度の新設、廃止などの広報、相談受付・制度の活用支援などを実施します。	H23～	町
14	医療費・介護保険サービス負担の免除	原子力災害、住宅罹災の被害を受けた方の医療費（国保・後期高齢者医療）、介護保険サービス費を免除します。	H23～	国・町
15	災害弔慰金等の給付	東日本大震災に伴う避難生活や災害に起因して亡くなられた方に対し、災害弔慰金等を支給します。	H25～	国・県・町

16	◎ 復興公営住宅の整備	自宅への帰還が困難な住民や高齢者が、安心して住むことのできる公営住宅を建設します。	H25～	国・県・町
17	町営住宅の整備	山木屋地区の町営住宅について、修繕・復旧を図ります。	H26～	町
18	◎ 子どもを産み育てるため支援施策の拡充	出産祝金、入学祝金など、子育て支援施策を拡充し、震災後の少子化に対応します。	H26～	町
19	◎ 避難者が定住するための支援施策の拡充	原発事故で避難指示を受けた方が、町内に住宅を取得し、定住できるよう、支援施策を拡充します。	H26～	町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

（2）暮らしの安心の確保

被災者をはじめとして、住民が安心して暮らせるための健康影響調査、高齢者の生活しやすいコミュニティづくり、災害時における地域福祉、医療の充実、防犯や消費者保護の推進など、安心につながる環境の整備を行います。

＜重点事業＞

◎　放射線からの健康管理対策の推進

◎　地域支えあい体制づくりの推進

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
1	◎ 放射線からの健康管理対策の推進	県が全県民を対象として行う県民健康管理調査と連携し、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を計画的に実施します。	H23～	県・町
2	◎ 地域支えあい体制づくりの推進（地域福祉計画の策定及び実施）	一人暮らし高齢者や障がい者の方が安心して地域で暮らしていけるよう、地域全体で見守り、支えあう体制づくりを推進します。また、災害時における要援護者の支援体制づくりを含めた地域福祉計画を策定・実施します。	H25～	町
3	０歳から１８歳までの線量計（ガラスバッジ）による測定の実施	町民の健康を守るために、それぞれの生活実態に即した積算線量を測定して健康管理に役立てます。	H23～	町

４	心と体の健康支援	農村広場仮設住宅の集会所において、被災者を対象とした体操教室等を実施します。	H23～	町
５	山木屋パトロール隊、県警等との連携によるパトロールの強化	山木屋地区をはじめ町の防犯対策として、被災による不在家屋の防犯のためのパトロールの強化を実施します。	H23～	町
６	震災関連詐欺などの被害防止に関する普及啓発	大震災に便乗した悪質商法や義援金詐欺などを防止するため、国（消費者庁）や県の消費生活センターなどと連携して、被害防止のための講演会やパンフレットを配付します。	H24～H27	町
７	新たな情報提供チャンネル（手段）の構築	防災やイベントなどの各種情報提供を行うチャンネル（手段）として、ＩＣＴや電波などを活用した新たな告知のしくみを構築します。	H25～H27	町
８	山木屋地区デイサービス施設等の整備（診療所・コミュニティ施設の併設）	運動不足やコミュニケーション不足などになりがちな高齢者のため、ショートステイができる施設、診療所及びコミュニティ施設を兼ね備えた施設を設置します。	H24～	町
９	いきいきサロンの促進	高齢者を対象に学習会、講演会等を実施し、介護・寝たきり・認知症の予防に努めます。	H23～	町

10	除染アドバイザーの派遣	除染について専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し、不安の解消と円滑な除染作業の推進を図ります。	H24～	町
11	個人線量計の配布	山木屋地区の方が安心して地域で過ごせるよう、地区の全世帯に個人線量計を配布します。	H25	町
12	介護人材等の育成	復興に携わる介護人材を安定的に確保するため、養成機関が実施する介護職員初任者研修事業を支援します。	H25～	町
13	山木屋出張所の整備	町の出先機関である山木屋出張所を整備します。	H25	町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

3　より安全で公共施設が充実したまちへの復興

被災した道路・公共施設などの復旧により、早期に町民の生活基盤の安定を確保するとともに、東日本大震災により発生した大規模停電などの経験を踏まえ、新たな再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを推進し、緊急時にも対応できる自立したエネルギーの確保に努めます。

（1）住民の生活基盤インフラの整備・充実

住民の安全を確保するためには、被災した道路、公共施設等の早期復旧の必要があるとともに、既存の設備の更新や整備などを行います。

＜重点事業＞

◎　役場新庁舎の建設

◎　道路網の整備（国・県道）

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
1	◎ 役場新庁舎の建設	住民や学識経験者などが参画する場を設け、被災した町役場の再建計画を策定し、新庁舎を建設します。	H23～H27	町
2	◎ 道路網の整備 （国・県道）	国道１１４号、３４９号、県道原町川俣線等の整備を実施します。	H23～H32	国・県
3	学校教育施設の復旧	川俣小学校プール、川俣中学校校舎・体育館など被災した小・中学校施設を復旧します。	H23～H24	町
4	社会教育施設の復旧	被災した小神公民館を改築し、復旧します。	H23～H24	町
5	道路の復旧及び維持管理	震災対策等のため、路面の亀裂や路肩の崩壊等の復旧、維持管理を実施します。	H23～H32	県・町
6	LED 道路照明（防犯灯）の整備	街灯を蛍光灯から LED へ交換することで、省エネルギー化に努めます。	H24～H28	町
7	道路網の整備（町道）	災害時にも寸断されない、災害に強い町道の整備を実施します。	H23～H32	町
8	急傾斜地の整備	急傾斜地に隣接した家屋などの安全を確保するため、急傾斜地の整備を実施します。	H23～H32	県

９	災害に強い水道管の敷設	鉄炮町から柏崎及び羽田字塚ノ越地内の石綿セメント管（14.3㎞）の敷設替えを実施します。	H23～H28 （H20～H28）	町
10	緊急時給水タンク・復旧用資機材の整備	飲料水用の車載型給水タンクや復旧用資機材を整備します。	H24～H27	町
11	地デジ難視聴地域の解消	山木屋字坂下、下田代などの地上デジタル難視聴地域の解消に努めます。	H25～H27	国・町
12	携帯電話網の整備	不通話エリアの詳細を調査し、携帯電話サービスエリアの拡充を図ります。	H25～H27	県・町
13	公共施設の耐震診断及び耐震化の推進	公共施設における耐震診断、及び耐震補強の実施に努めます。	H24～	国・県・町
14	帰還・再生加速事業の実施	原子力災害からの再生・復興を加速するため、山木屋地区住民の帰還を促進するとともに、将来の帰還に向け、荒廃抑制保全対策を実施します。	H25～	国・町
15	河川の復旧及び調査	山木屋地区の河川において、震災により崩壊した護岸を整備するとともに、被害調査を実施します。	H25～	県・町
16	土地総合情報システムの修正・更新	東日本大震災の発生により歪みが生じた土地の座標値について、現況を調査のうえ修正し、更新します。	H25	町
17	学校・公園等における遊具の更新	放射能問題への不安払しょくや安全・安心な運動機会の確保のため、学校や公園等の遊具を更新します	H25～	国・県・町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

（2）エネルギーと自然環境の調和を目指す先進的事業の推進

脱原発を進め、エネルギーと自然環境との調和を図った上で、安定的な経済活動を維持・発展させるため、省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの導入、資源リサイクルの推進などの事業を推進します。

＜重点事業＞

◎　過疎型スマートコミュニティプランの構築及び実施（再掲）

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
1	◎ 過疎型スマートコミュニティプランの構築及び実施（再掲）	木質バイオマス、太陽光、風力、小水力発電等、再生可能エネルギーを導入し、ＩＴ技術を駆使することで、安定した電力の需給管理及び省エネルギーを目指すとともに、研究施設や各事業での雇用創出により地域を復興させるため、過疎型スマートコミュニティのプランを構築し、実施します。	H23～	国・県・町
2	公共施設における省エネルギー化の推進と再生可能エネルギーの導入	再建する町役場庁舎に設置する設備をはじめ、太陽光発電システム、ハイブリッドカー、電気自動車などを活用し、二酸化炭素の削減に努めるなど、公共施設における省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を推進します。	H23～	町

３	環境保全に関する啓発	エコ対策（省エネルギー）、地球温暖化防止等に関するパンフレットを配付します。	H23～H32	町
４	住宅用太陽光発電システムの導入促進	住宅用太陽光発電システムの導入促進のため、設置者に補助金を交付します。	H23～H32	町
５	除染廃棄物の減容化と熱供給を併せた施設整備	除染により発生する廃棄物の減容化が課題であるため、減容化施設について検討するとともに熱供給を併せた施設を整備します。	H25～	町

「◎」：重点事業。

４　豊かで活力あるまちへの復興

東日本大震災により被った本町の「マイナス」は非常に大きなものであり、従来からの課題もあわせると、相当な決意をもって復興を実施していく必要があります。

そのためには、国、県の支援のもと除染を実施（山木屋地区においては国が徹底した除染を実施）するとともに、科学的根拠にもとづき、農産品や工業製品の風評被害を払拭していきます。

また、東日本大震災により就業機会を失った住民のため、既存産業の発展、さらには企業の誘致を積極的に推進していきます。

（１）農林業の復興

農林業の復興のため、徹底した土壌の除染を実施し、産品の安全性を証明する体制を確立させ、さらには放射性物質を取り込まない栽培方法による安全な作物を栽培するなど、消費者にとって安全かつ安心な作物を提供できるよう、農林産品の生産地として様々な取り組みを総合的に実施します。

＜重点事業＞

◎　放射線量の継続的な監視体制の構築（再掲）

◎　山木屋地区の除染（再掲）

◎　川俣町除染計画の策定及び実施（再掲）

◎　農地等除染対策事業

◎　野菜、土壌、水等の継続的な放射線量の測定

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
1	◎ 放射線量の継続的な監視体制の構築（再掲）	空間線量等のモニタリングを実施し、広報誌や町ホームページなどにより迅速な情報提供に努めます。	H23～	町
2	◎ 山木屋地区の除染（再掲）	国により、山木屋地区の除染計画を策定し、徹底的な除染を実施します。	H23～	国
3	◎ 川俣町除染計画の策定及び実施（再掲）	川俣町（山木屋地区以外）の除染計画を策定し、年間被ばく累積放射線量１mSV未満となることを目指し、除染を実施します。	H23～	町
4	◎ 農地等除染対策事業	果樹を含む、農地等の除染を実施し、安全･安心を確保します。（山木屋を除く地区の事業）	H23～	町
5	◎ 野菜、土壌、水等の継続的な放射線量の測定	収穫された野菜、土壌、水等について、継続的に放射線量測定を実施し、迅速な情報提供に努めます。	H23～	町

６	新たなトレーサビリティ導入の検討	農作物の安全性を確保するため、ＧＡＰ（農業生産工程管理）の取り組みとトレーサビリティーシステムとが連携した体制の構築を推進します。	H25～	町
７	放射性物質を取り込まない施設園芸農作物の生産の推進	国・県など関連機関と連携を図りながら、放射性物質を取り込まない施設園芸農作物の導入を推進します。	H24～	国・県・町
８	放射性物質を吸収する作物による除染の推進	国・県など関連機関と連携を図りながら、放射性物質を吸収する作物による除染を推進します。	H23～H25	国・県・町
９	遊休農地、耕作放棄地貸借の支援	被災者の就農支援のため、遊休農地・耕作放棄地の情報提供や整備費用を助成します。	H23～H25	町
10	農用地利用改善の支援	農用地の効率的・総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化、担い手への農地集積等の農用地の利用関係の改善等を支援します。	H23～	町
11	後継者の育成支援	生産性や品質の向上などによる収益性の高い地域農業の確立のほか、安心・安全な農産品の生産を図り、後継者の育成を支援します。	H23～	町

12	森林整備の促進	適切な森林整備を推進するとともに、治山による防災機能の保全を図ります。	H24～	国・県・町
13	有害鳥獣被害防止	サル・イノシシ等による農林産物被害を防止します。	H23～	町
14	各種農林業支援制度の活用支援	国、県による各種支援制度（営業損害、風評被害など）の運用（農業者への広報、相談受付・制度の活用など）を実施します。	H23～	町
15	川俣シャモブランドの復興	風評被害の払しょくのため、屋内運動場付き鶏舎を整備するなど、福島県ブランドである川俣シャモの復興を図ります	H24～H25	町
16	食産業等の地域産業と連携した６次産業化の推進	山木屋地区における営農再開後、農産物の生産から加工・販売まで行う６次産業化を推進します。	H25～	県・町
17	通い農業支援	山木屋地区の営農再開を図るため、除染後の農地等の保全管理、営農再開に向けた作付実証において、通い農業を支援します。	H25～	県・町
18	農地除染と連動させた圃場整備	山木屋地区の農業を再生するため、農地除染と農地の保全管理、暗渠排水・用水路整備を一体的に実施します。	H25～	県・町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

（2）商工業の復興

既存の産業をさらに発展させるとともに、町の中心市街地活性化、新規産業の積極的な誘致による雇用の確保など、豊かで活力ある町へと復興を果たすための事業を行います。

＜重点事業＞

◎　新・中心市街地活性化基本計画の策定

◎　工業団地への企業誘致

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
1	◎ 新・中心市街地活性化基本計画の策定	中心市街地の再生と魅力あるまちづくりのため、町民・事業者・町が総合的かつ一体的に取り組む指針となる基本計画を策定します。	H24～H25	町
2	◎ 工業団地の整備と企業誘致	新たな産業、雇用創出のため、工業団地を整備し、企業誘致を強力に推進します。	H23～	町
3	中心市街地の中核となる施設の整備	震災で営業を停止した市街地の中核となる施設を整備します。	H24～H25	町
4	中心市街地における復興イベント開催の支援	中心市街地におけるにぎわい創出のため、復興イベントを支援します。	H23～	町・商工会
5	風評被害を払拭する復興イベントへの参加	全国各地で開催される東北、ふくしま復興イベントなどに積極的に参加します。	H23～	町・商工会

６	新規立地企業に係る法人町民税の減税	新規立地企業を対象に設備投資などに再投資した利益には、法人税を減税します。	H23～H27	町
７	被災事業所に対する資金融資	中小企業等が県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子・無担保で融資します。	H23～	県
８	中小企業等復旧・復興支援事業	県内の中小企業等が、工場・店舗等の建て替え、購入または修繕等をして事業を再開・継続するのに必要となる経費の一部を補助します。	H23～	県
９	各種事業者支援制度の活用支援	国、県による各種支援制度（営業損害、風評被害など）の運用（事業者への広報、相談受付・制度の活用支援など）を実施します。	H23～	町・商工会
１０	ふくしま産業復興投資促進特区（課税の特例措置）による雇用創出	工場の新・増設に伴い、被災し求職する方を雇用する事業者に対し、法人税、固定資産税等の課税の特例措置を行います。	H24～	国・県・町
１１	ブランドイメージ回復支援事業による特産品の販売促進	原子力災害により低下した本町ブランド・イメージを回復するため、特産品の販売を促進する事業を補助します。	H25～	町
１２	中小企業等のグループに対する施設・整備支援	震災等で被害を受けた中小企業等グループの施設・設備の復旧、整備を支援します。	H24～	県

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。

（３）観光の復興

本町は、昔から交通の要衝として栄えてきたことに鑑みて、他の地域との交流を積極的に推進するとともに、豊かな自然などの観光資源を有効に活用しつつ、町の発展の文化向上を図り、負のイメージを払拭するイベントなどを積極的に実施します。

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
１	おじまふるさと交流館事業の推進	おじまふるさと交流館のオープン。本町の歴史・文化に目を向けた交流事業メニューの導入を進め、都市部との交流・観光の推進を図ります。	H23～H32	町
２	羽山の森美術館事業の推進	本町にゆかりのある芸術家の作品展示のほか、町民の芸術活動や地域交流の場として整備を推進します。	H23～H32	町
３	中心市街地における復興イベント開催の支援（再掲）	中心市街地におけるにぎわい創出のため、復興イベントを支援します。	H23～	町・商工会
４	特産品（復興メニュー）の開発	川俣シャモなどの町特産品を活用した復興メニューを開発します。	H23～	町・商工会
５	川俣町の観光ＰＲの実施	川俣シャモ祭り、コスキン・エン・ハポン、山木屋太鼓等の全国区になりえる、観光資源のＰＲをインターネットなどの活用により積極的に推進します。	H24～	町

（４）新規雇用の創出

長引く景気の低迷に加え、東日本大震災により就業機会を失った住民に対する緊急雇用対策等により働く機会を確保し、生活基盤の安定を図ります。

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
１	緊急雇用創出基金事業による雇用創出	東日本大震災により離職や避難を余儀なくされた方の雇用の創出を図ります。	H23～	県・町
２	産業復旧、復興支援による雇用創出	ハローワーク等の紹介により、震災で離職した方や被災地域に居住する方を雇用する中小企業に対し、その雇用費用の一部（職場内の職業訓練費を含む）を助成します。	H23～	県
３	企業立地補助事業等による雇用創出	町内に工場等を新・増設する企業に対し、その経費の一部を補助し、企業立地の円滑化と雇用創出を図ります。	H25～	国・県
４	ふくしま産業復興投資促進特区（課税の特例措置）による雇用創出（再掲）	工場の新・増設に伴い、被災し求職する方を雇用する事業者に対し、法人税、固定資産税等の課税の特例措置を行います。	H24～	国・県・町

５　人々が、習い、学び、集う、文化的なまちへの復興

少子高齢社会が到来した本町において、東日本大震災は今後の住民生活に影響を与えることが予想され、本町の「絆」を維持するためにも、将来を担う子どもたちが安心して「学ぶ」環境を整える必要があります。

そのため、徹底した除染、また、子どもと保護者に対する、心のケアを含めた健康診断を計画的に実施するとともに、大きく損なわれた教育環境を整えていきます。

また、避難のために離散した人々の「絆」を再生・維持するためのイベントなどを開催します。

（１）子どもたちの「学び」の支援

未来を担う子どもたちが、東日本大震災の影響などに悩まされず、何の心配もなく「学ぶ」ことに専念できるよう、学校等の教育施設での徹底した放射線量の低減を図ります。さらに、被災した児童・生徒への適切な就学支援やきめ細やかな心のケアなどを推進し、教育環境の整備を図ります。

＜重点事業＞

◎　学校施設等の除染

◎　児童・生徒の心の相談の実施

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
1	◎ 学校施設等の除染	園舎・学校施設等における徹底した除染を実施します。	H23～	町
2	◎ 児童・生徒の心の相談の実施	スクールソーシャルワーカーや臨床心理士による相談を実施します。	H23～H27	町

３	被災した児童・生徒に対する就学援助	被災した児童・生徒に対し、学用品、校外活動、給食等にかかる経費を援助します。	H23～H27	町
４	小・中学校への転入学支援	転入学に係る相談や手続きの支援を行い、安心して戻れる環境づくりを推進します。	H23～	町
５	山木屋小・中学校連携の推進	小・中連携校の推進に努めるとともに、被災した中学校校舎の危険を回避し、小学校校舎の効果的な活用を図ります。	H24～	町
６	各種教育支援制度の活用支援	被災者のための教育支援制度の広報、相談及び活用支援を行います。	H23～	県・町
７	学校給食の検査体制の整備	子どもたちが安心して給食が食べられるよう、学校給食センター協議会に、検査体制を整備します。	H24～	県・町
８	大学生等との連携による理科教育の推進	震災後の新しい社会を担う人材育成のため、大学生等と連携し、小水力発電やロボットづくりなどを通じた理科教育を推進します。	H26～	町・その他

９	安心して学べる環境づくり（学校教室への空調整備）	子どもたちが安心して学べる環境づくりの一環として、小中学校の教室に空調設備を設置します。	H26～	国・県・町
１０	学校・公園等における遊具の更新（再掲）	放射能問題への不安払しょくや安全・安心な運動機会の確保のため、学校や公園等の遊具を更新します	H25～	国・県・町

「◎」：重点事業。

（２）地域住民や子どもたちの「絆」の支援

子どもたちが自らを放射線から守る力を養うとともに、子どもたちが安心して遊べる機会を提供します。また、町外から本町に避難している方々も含めた新たな「絆」を育む事業を推進します。

＜重点事業＞

◎　かわまた教育推進プランの実施（放射線に関する正しい知識・理解のための学習）

◎　かわまたこどもハッピースクール事業

◎　子どもの屋内運動場の整備

＜主な事業＞

NO.	事業名	事業内容	期間（年度）	事業主体
1	◎ かわまた教育推進プランの実施（放射線に関する正しい知識・理解のための学習）	３つの学習プラン（読み聞かせ・読書学習プラン、土曜学習・長期休業学習プラン、宿泊体験学習プラン）に加え、放射線に関する正しい知識、理解のための学習などを実施します。	H23～	町
2	◎ かわまたこどもハッピースクール事業	放射線量の安全を確保した上で、子どもたちに思いっきり外で遊ぶ機会を提供します。	H23～H27	町
3	音楽・スポーツを通じた交流事業の推進	他の被災地の人々との意見交換や共同での復興イベントのほか、スポーツや音楽を通じた交流事業などを実施します。	H23～H27	町
4	演劇、演芸、スポーツ等イベントの開催	心と体の健康の増進に効果的なイベントを実施します。	H23～H27	町
5	町民大運動会の実施	健康の増進や地域住民の「絆」を維持するため、本町に避難している方などを含め、大運動会を実施します。	H24～H32	町
6	文化財保全活動の推進	復興事業の実施のために必要な埋蔵文化財の発掘調査を迅速に実施します。また、コミュニティ維持のために必要な有形・無形文化財の保全を推進します。	H23～H25	町

７	◎ 子どもの屋内運動場の整備	幼児や園児等の小さな子と親が安心して遊べる場所を整備します。	H25～	町
８	親子のびのびリフレッシュ事業の実施	子どもたちと親のストレスを軽減し、安心して子育てができるよう、親子を対象にしたリフレッシュ事業を実施します。	H24～	町

「◎」：重点事業。網掛け：実施完了した事業。